

令和5年度 消費者月間統一テーマ

デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

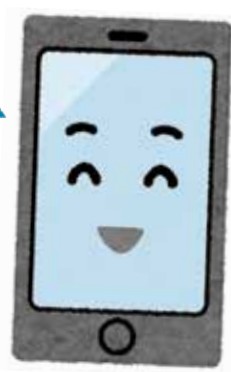
Check!

5月は消費者月間です

みなで目指そう！自ら考え行動する消費者！

お知らせ

社会のデジタル化が進むことによって、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大しています。
一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しています。



令和4年度 市に寄せられた相談(デジタル関連)



1位	架空請求・フィッシングメール 通販業者や宅配業者に成りすましたメールからトラブルに	17件
2位	定期購入トラブル(化粧品・健康食品など) お試し980円のはずが毎月契約だった。解約の電話が繋がらない	9件
3位	通信サービス(携帯電話・光回線など) 「安くなる」の勧誘で契約したけれどかえって高くなった	7件
4位	偽サイトトラブル(偽ブランド) 二セモノが届いた、商品が届かない、頼んでいない品物が届いたなど	5件
5位	副業・利殖トラブル 「カンタンに儲かる」というネット広告がきっかけに申し込み	4件



チェックポイント…情報を見極める力が大切

- ★業者の情報は必ず確認しましょう
所在地・電話番号など
- ★支払い方法もチェックしましょう
特に銀行口座で個人口座の場合は要注意
代引配達の場合、受け取る前に相手の情報を確認
- ★購入確認画面は、(スクリーンショットをして)商品が届くまで必ず保存しましょう

注意!
LINE、Instagram など SNS で知り合った相手から勧められた契約は **要注意!!**
「きっかけは友だち」というトラブルが多発

トラブルに遭ってしまったら…早めに相談しましょう

市民生活課生活環境係では、商品やサービスの契約など、消費生活に関する相談を受け付けています。専門の相談員が、相談者と一緒に考え、解決に向けてお手伝いをします。製品事故の情報や、借金問題の相談も受け付けています。個人情報を外部に漏らすことはありません。相談は無料です。



無料の出前講座「賢い消費者になろう」

悪質商法の手口と対処法を紹介しています。さまざまな年代の人を対象としています。



デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

Q 有名な通販サイト(デジタル・プラット・フォーム)を利用すれば安心して買い物ができる?

A 契約は慎重に。通販サイトには直営店と出店店舗があり、悪質業者が紛れているかもしれません。取引情報の画像を保存し、トラブルに備えましょう。

困ったこと(契約・製品のトラブル)を、無料で相談できます。
市民生活課 生活環境係 消費生活相談窓口 ☎75-6117 消費者ホットライン ☎188